



島根県報

平成31年 2月19日 (火)

第 3,084 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定施業要件の変更 (2件)	(")	2

【正 誤】

平成31年 2月 5日付け島根県報第3,080号中	(森 林 整 備 課)	5
---------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成31年2月4日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区（塩田工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成31年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市上島町字畑ノ前4215-1、4217、4220

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷1324-1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷65、765、766、767、873、874、874内1、877、875-1、875-2、1115、1117、1138、1174-2、1175、1261、1263から1265まで、1267、1272-1、1273

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町室谷65、1138、1272-1、1273、765・767・1115・1117・1261・1263・1267（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷456、526、527-1、528、590、593-3、1171、1172、1228-2、1225、1257、1259、1262

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷1097-4、1098-8、1099続1、1100-1、1324-1、1324-3、1324-4、1324-6から1324-10まで、1324-12、1324-13、1324-18から1324-20まで、1324-32から1324-36まで、1324-39から1324-41まで、1324-45

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町室谷1097-4、1098-8、1099続1、1100-1、1324-1、1324-6、1324-34から1324-36まで

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅1576、1702、1703

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ウ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅254-1、256-3、256-6、794、801-3、923-1、924から930まで、924内1、925内1、926-1、927内1、1623-3、1666-2、1670、1670-1、1670-3、1688-4、1688-6、1690-3、1720-1、1721-2、1721-3、1758、1759、1759内1、1771、1771-1、1771内2、1772から1777まで、1868内1、1869、1879、1977-2、2124-1、2124-11（次の図に示す部分に限る。）、2124-14

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町三隅794、801-3、927内1、1720-1、1721-2、1721-3、1758、1773、1774、1868内1、1869、1879、1623-3・1670・1977-2・2124-11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅735-5、735-6、736、1692-2、1692-6、1886-1、1948、1978-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

平成31年2月5日付け島根県報第3,080号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第74号中	吉賀町役場	雲南市役所